

福岡市農林業総合計画（案）に対する パブリック・コメントの実施結果及びその対応について

1 意見募集の実施概要

(1) 実施目的

福岡市農林業総合計画（平成29年度～平成33年度）の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、計画案を公表し、意見募集を実施しました。

(2) 意見募集期間

平成28年12月12日（月）から平成29年1月11日（水）まで

(3) 計画案の公表方法

情報プラザ、情報公開室、各区役所・出張所、農業委員会事務局及び同事務局西部出張所、農林水産局政策企画課において配付するほか、市政だより及び市ホームページにも掲載しました。また、さらに周知を図るため、市内各公民館への配付、メルマガへの掲載を実施しました。

(4) 意見の提出方法

配付場所へ持参いただいたほか、郵送、FAX、電子メールにより意見を受け付けました。

2 意見の提出状況

意見の件数 39件（提出者：17名，1団体）

提出手段の内訳 配付場所へ持参：1件，郵送：3件，FAX：3件，電子メール：11件

3 意見の内容と対応（別紙参照）

(1) 意見を踏まえ修正とするもの・・・8件

(2) 原案どおりとするもの・・・31件

(3) その他・・・0件

項目		件数	対応区分		
			修正	原案どおり	その他
第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方		1	1	0	0
第2部 農業	第1章 農業を取り巻く情勢	2	0	2	0
	第2章 福岡市農業の現状と課題	4	0	4	0
	第4章 振興施策	6	0	6	0
	内訳 第2節 施策の実施方針と重点施策	(5)	(0)	(5)	(0)
	内訳 第3節 5年後の目標	(1)	(0)	(1)	(0)
第3部 林業	第2章 福岡市森林・林業の現状と課題	5	2	3	0
	第3章 基本方向 第2節 振興方向	1	0	1	0
	第4章 振興施策	20	5	15	0
	内訳 第2節 施策の実施方針と重点施策	(18)	(4)	(14)	(0)
	内訳 第3節 5年後の目標	(2)	(1)	(1)	(0)
計		39	8	31	0

「福岡市農林業総合計画（案）」に対する意見（要約）と対応

別紙

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

意見箇所 項目	頁	意見（要約）	意見への対応
第2節計画の位置付け	2	「ふくおかさん家のうまかもん条例」とは何か。	【意見を踏まえ修正】 87ページ、資料編の「用語の解説」の中に説明を記載することといたします。

第2部 農業

意見箇所 項目	頁	意見（要約）	意見への対応
第1章 農業を取り巻く情勢	3	「農業従事者の減少・高齢化」は、農業が就業先として魅力がないとされていることに起因していると考え。農業に従事しながら自然に親しみ、福岡の充実した都会生活もエンジョイできれば、若者も農業に従事するようになると思うので、そういう農業者を増やして福岡市で農業をすることの魅力を実感していきべき。	【原案どおり】 農業の魅力を発信し、農業従事者を増やしていくことは重要な課題であると認識しております。ご意見につきましては、計画案の13ページ「農業経営の安定・生産性の向上」において農家への経営支援、15ページ「多様な担い手の確保・育成」において新規就農者を確保するため多様な人材に向けて情報提供に取り組むこととしておりますので、施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	4	平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、これまでは市街地の農地については積極的に宅地化すべきとしていたものを、市街地の農地については残すべきと大きく転換。国は、市街地の農地を残そうとしているが、現実には、残そうとしても、重い固定資産税、相続税の負担が厳しい現状です。20年間、地価は下がりに続けているにもかかわらず、農地の固定資産税は上がり続けており都市農業が安定的に継続できる税制上の措置を強く望む。	【原案どおり】 都市農業の振興は重要な課題であると認識しております。市街化区域内農地の税制上の措置につきましては、現在、国において検討されており、国の動きを注視しているところです。税制上の措置は国や関係部局との調整等が必要であり、ご意見につきましては、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
第2章 福岡市農業の 現状と課題	6 ・ 8	担い手を確保していくことは大事ですが時間がかかると思うので、当面の対策として行政やJAが中心となって、農作業受託組織を作ってはどうか。	【原案どおり】 担い手の確保は重要な課題であると認識しております。農作業受託組織については、15ページ、「多様な担い手の確保・育成」の中に、地域共働の営農を進めるため、作業受委託・機械の共同利用の推進や、集落営農の取組みを支援していくこととしておりますので、ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	6 ・ 7	食料自給率の事を考えると、天候に左右されずに安定供給できる「植物工場」の設置を進めるべきだと思う。九州大学との連携により、実験施設でもいいので研究できないか。	【原案どおり】 食料自給率の向上は重要な課題であると認識しております。計画案においては、生産性の向上や担い手の確保・育成、農への理解促進と消費拡大などの取組みを総合的に推進することで食料自給率の向上に努めたいと考えております。ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	8 ・ 9	農村地域の活性化には、農業だけでなく、観光・体験・飲食・購入をセットで揃え、多世代が半日ゆったりと過ごせるようにすれば、人は集まると思う。そのためにも、市民農園や体験農園をもっと拡充して欲しい。	【原案どおり】 農村地域の活性化は重要な課題であると認識しております。市民農園、体験農園につきましては、19ページ、「農との交流の促進」の中で推進していくこととしておりますので、ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。

意見箇所		意見(要約)	意見への対応
項目	頁		
第2章 福岡市農業の 現状と課題	9	「多面的機能の発揮」に向けての具体策が何もないように思う。	【原案どおり】 多面的機能につきましては、農地と農村環境を保全することで発揮できると考えております。 計画案では、16～17ページ、「農地と良好な農村環境の保全」の中で各種施策に取り組むこととしておりますので、原案どおりでご理解をお願いします。
第4章 振興施策 第2節 施策の実施方針と 重点施策	13 ・ 14 ・ 15	「近代的な栽培施設の導入や、高品質農産物の生産基盤の整備、IoTの導入促進による栽培作業の省力化・効率化」「市内産農畜産物の生産・加工・流通・販売の一体化＝6次産業化」「デパート、スーパー等のインショップ、ホテルやレストランとの契約栽培、多様な流通ルートを開拓」等は、大消費地、観光都市、学術都市など福岡市の特色を活かして実現可能な魅力的施策。 本当にやる気のある担い手をこれまで以上に支援し、新たな担い手にも積極的に門戸を開放することが不可欠。 しかし、「企業やNPO法人等の農業参入促進」「小規模農家や兼業農家の廃止と農地の集約化にアグレッシブに取り組む事」など、既存のJAや農業委員会で推進できるのか疑問。 T P P がどうなるかと、わが国の農業に大改革は必要であり、JAや農業委員会を含む当事者の本気の努力に期待したい。	【原案どおり】 担い手自身が力を発揮できるよう支援していくこと、新たな担い手を増やしていくことは重要な課題であると認識しております。ご意見につきましては、計画案の15ページ「多様な担い手の確保・育成」に基づき、施策を実施していく際の参考とさせていただきます。 なお、計画案において「小規模農家や兼業農家の廃止と農地の集約化にアグレッシブに取り組む事」という記載はございません。
	13 ・ 14	農作物被害・生活環境被害の区分により分かれている現状の体制では、これ以上の対策は難しい。一体的な対応を、行政主体で行うことがもっとも効果は高いと考える。 また、環境整備も含めての総合プラン作成と実行を計画に盛り込み実施することが大切。 解体処理施設やジビエ食肉活用は、衛生面・運営を考え、行政が行うものであり、計画へ記入すべき重要案件と考える。	【原案どおり】 鳥獣被害対策は重要な課題であると認識しております。計画案においては13ページ「農業経営の安定・生産性の向上」の中で、被害軽減の取組みを実施していくこととしておりますが、ご意見につきましては、関係機関、関係部局との調整等が必要であり、今後、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	15	新規就農者に情報提供、体験も大切な取り組みだが、希望者のほとんどは、金、土地、技術、販路、共同作業者が無い。 新規就農時、経費負担の軽減を図ることはもちろんの事、強力な支援をお願いします。	【原案どおり】 新規就農者の営農定着は重要な課題であると認識しております。計画案では、15ページ、「新たな担い手の確保・育成」の中で、就農希望者に対しては、相談から就農・営農定着まで一貫した支援を行うこととしておりますので、ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	15	自立した若手農業者（農家後継者）を農業経営者として育成するには、人に対する資本投入や農地集積及び設備投資（機械・施設）の特例を設けた、積極的な支援策が必要。 新規就農者は、荒廃農地や条件不利農地での就農が多く、定着と生計がうまく進んでいないため、受入地域の環境整備を、行政とJA及び地元農家が一体で進めることが重要。 多様な担い手（Uターン者・女性）を増やす政策は具体的に必要と考える。農村集落へ資金支援できる直接支払制度の創設をしないと農村環境維持はできないと考える。	【原案どおり】 担い手の確保・育成については重要な課題であり、地域・JA・市とが一体となって取り組んでいく必要があると認識しております。本計画は総合計画として大きな方向性を定めるものであり、具体的な取組みは今後、別途施策を構築していくこととしておりますので、原案どおりでご理解をお願いします。ご意見につきましては、計画案の15ページ、「多様な担い手の確保・育成」に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	17	高齢化や後継者不足により農業をあきらめていく方がおられ、耕作放棄地の発生原因になっている。 農地が一度荒れると、元に戻すのは大変労力が必要になるので、荒れる前の対策等があればと感じている。	【原案どおり】 農地が荒れる前の対策につきましては、担い手の確保が重要であるとされており、計画案には、15ページ、「多様な担い手の確保・育成」の項目を設け取り組むこととしております。ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
第4章 振興施策 第3節 5年後の目標	22 ・ 23 ・ 24	荒廃農地解消は、誰が耕作するのか明記されていないので、具体的に地域別計画へ担い手と集積計画を明記し、行動できる計画への改善が重要。 米については、学校給食活用率増加には、教育現場と生産現場のより一層の連携ができる仕組みが必要。 野菜・花きについては、生産額拡大をするには、生産施設の老朽化に伴う長期産地育成計画を早急に具体化しないと産地維持拡大は難しい。 国土保全を行うには農業者の直接的経営改善につながる支援策（補助事業含む）を計画におこみ明記しないと、実行できない計画になるのではないかと。	【原案どおり】 農地の保全につきましては重要な課題であると認識しております。本計画は総合計画として大きな方向性を定めるものであり、具体的な取組みは今後、別途施策を構築していくこととしておりますので、原案どおりでご理解をお願いします。ご意見をいただいた点も含めまして、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。

第3部 林業

意見箇所 項目		意見(要約)	意見への対応
	頁		
第2章 福岡市森林・林業の 現状と課題	44	数値目標6項目について、具体的な目標名と数値結果について確認したい。	【意見を踏まえ修正】 58ページ、資料編の「福岡市農林業総合計画（平成24年度～平成28年度）における5年後の目標の進捗状況」中に記載することといたします。
	45 ・ 46	生物多様性の保全について、森林の多面的機能のひとつとして挙げる、または市民が求める森林づくりのひとつとして生物多様性の保全を行う、として挙げる必要があると思う。	【意見を踏まえ修正】 「生物多様性の保全」につきましては、1ページ、「第1節 計画策定の目的」の中で、農地や森林の多面的機能の例示に追記します。 あわせて、55ページ、「重点Ⅰ 森林の有する多面的機能の発揮」の中で、「長期間手入れがなされていない森林の再生」に記載の多面的機能の例示に「生物多様性の保全」を追記します。
	46	路網の持続的な維持管理を活性化させるため、地域において「○○地区林道愛護会」といった名称の組織を協議結成し、福岡市と協力関係を構築することも一案ではないか。	【原案どおり】 53ページ、「森林資源活用に向けた基盤づくり」の中で、地域と連携しながら路網の補修や維持管理に努めることとしており、ご意見をいただいた点も含めまして、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	47	分収林事業について、「契約の延長を行い、伐採の長期化へ転換を進める」とあるが、スギやヒノキなどの木材価格が低迷する中で、どのような見直しをもって契約を延長するのか。契約解除という方法もあるのではないか。	【原案どおり】 分収林事業につきましては、契約期間を40年としていましたが、近年の木材価格の低迷や需要動向を踏まえ、付加価値を高めるため期間を60年に延長し、引き続き保育を行うこととしております。なお、55ページ、「重点Ⅱ 都市型林業の創造」の「林業資源ビジネス化プロジェクト」の推進の中で、間伐材の搬出に必要な森林作業道を効率的に整備し、木材生産の低コスト化を図り、利用間伐による収益の確保に努めることとしておりますので、原案どおりでご理解をお願いします。
	47	分収林の契約の長期化をすすめるなかで、どのように利用して収益を得るのかについて触れるところがあったほうがよい。	
第3章 基本方向	49	以下の計画等との連携を図っていき、整合性をとっていくことを記述すべきと考える。 ・福岡市地球温暖化対策実行計画 ・福岡市新・緑の基本計画 ・福岡市環境教育・学習計画 ・生物多様性ふくおか戦略	【原案どおり】 2ページ、「第2節 計画の位置づけ（3）」の中で、福岡市の基本構想・基本計画に基づく農林業振興の部門別計画とし、他の部門別計画との連携を図ることとしております。
第4章 振興施策 第2節 施策の実施方針と 重点施策	51	多様な森林づくりを目指してほしい。所有者での管理が難しい森林については、寄付を受けるなどの方法により、公有林化を進めることも必要ではないか。	【原案どおり】 51ページ、「森林の保全・再生」において適正な管理が見込めない人工林については、複層林化や広葉樹林化を進めるなど多様な森づくりに取り組むこととしており、ご意見につきましては、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	51	市営林において、カーボン・オフセットだけでなくF S Cなどの森林認証も進めてほしい。	【原案どおり】 環境に対する意識の高まりから、カーボン・オフセットのほか、F S Cなどの森林認証の取組みが広がっており、ご意見につきましては、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	51	現況の森林に即したゾーニングが出来ることを応援する。	【原案どおり】 現況の森林に即したゾーニングにつきましては、森林資源の有効活用や人工林と自然林の望ましい配置（ゾーニング）など、バランスの取れた森林づくりを進めていくため、51ページ、「森林の保全・再生」の中で、地域の課題に対応した市町村森林整備計画を策定していくこととしており、しっかりと取り組んでまいります。
	52	木の良さや利用する意義を学ぶことは、非常に重要なので、積極的に木にふれあう機会の提供を希望する。	【原案どおり】 木育につきましては、52ページ、「市民とつながる森林（もり）づくり」の中で普及啓発に努めることとしており、ご意見につきましては、各種施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	53	林業の活性化のためには、植栽から伐採までの生産コストの低減が必要なので、路網だけでなく、機械や低コスト技術の普及、経営感覚に優れた林業事業者の育成も必要。	【原案どおり】 ご意見につきましては、重要な課題と認識しており、国や県と連携を図りながら取り組んでまいります。
	53	田園（農山村）回帰への流れにより、特に若者の林業への新規就業者は増加傾向にある。福岡市においても、生業としての林業就業者に限定することなく、副業的林業者（年金生活者や日曜林家、趣味的な林業者）の育成が必要。そのためにも、安全な林業技術の指導・育成の機会が必要。	【意見を踏まえ修正】 53ページ、「森林資源活用に向けた基盤づくり」の中で、「木材生産及び安全作業等の技術の普及」に修正（一部追記）します。ご意見をいただいた点も含めまして、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	54	林業においても人材の育成が課題であり、市町村森林整備計画策定に資する『森林総合監理士』はその一例である。同様に、森林経営計画の策定にあたっては、その推進役として、現在、森林組合職員等において取得が進められている『森林施業プランナー』も明記した方がよい。	【意見を踏まえ修正】 54ページ、「持続可能な林業経営の確立」の中に、「森林施業プランナーを活用しながら」を追記します。
54	東京オリ・バラ大会等における木材需要拡大のチャンスが、今後増えてくる中、福岡市での木材利用が進めば販路拡大は加速度的に進むと感じているので、地域産材の更なる利用促進について積極的な施策の展開を希望する。	【原案どおり】 地域産材の更なる利用促進につきましては、54ページ、「持続可能な林業経営の確立」の中で推進していくこととしており、ご意見につきましては、各種施策を実施していく際の参考とさせていただきます。	

意見箇所		意見(要約)	意見への対応
項目	頁		
第4章 振興施策 第2節 施策の実施方針と 重点施策	54	充実した森林資源の循環利用を進めるには、木材の供給力の強化と需要拡大の両方を進める必要がある。供給力強化については、主伐の推進と併せて、再造林対策も講じるべき。そのため、路網や林地台帳などの条件整備や担い手対策も必要。需要拡大では、都市部である福岡市内で、木材を利用することの意義は、波及効果も含めて非常に大きいものと思うので、天神ビッグバンでは、木材利用を再整備の条件に加えることなども必要ではないか。	【原案どおり】 木材の供給力強化につきましては、市域内の森林が木材の利用期を迎え始めていることから、まずは路網や林地台帳の整備に取り組むこととしております。また、需要拡大につきましては、オフィス街での木材利用促進が図られるよう努めてまいります。ご意見をいただいた点も含めまして、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	54	森林組合製材工場は、製材JAS規準やH28年5月に公布された「グリーンウッド法」に適合しているのか。	【原案どおり】 森林組合の製材工場につきましては、JAS認定を受けております。また、グリーンウッド法において事業者利用の努力義務が課される合法伐採木材を取り扱っております。
	55	自然林は人為的な再生は不必要と思うが、「手入れがされていない森林の再生」とは、人工林と自然林を合わせて再生するのか。	【意見を踏まえ修正】 ここでは人工林を指しています。なお、55ページ、「重点Ⅰ森林の有する多面的機能の発揮」の「長期間手入れがなされていない森林の再生」の中で、「長期間手入れがなされていないスギ、ヒノキの人工林」に修正します。※49ページも「スギやヒノキの人工林」に修正。
	55	林業資源ビジネスプロジェクトは、「林業資源」ではなく、「森林資源」ではないのか。	【原案どおり】 林業資源ビジネス化プロジェクトにつきましては、木材生産の低コスト化を図り、間伐材の有効利用を契機とする林業のビジネス化を目指していることから、ここでは「林業資源」を使った事業名としております。
	55	早良区は森林率が高く、本地域の森林資源が地域産材として活用されることは、雇用が発生し、地域の活性化に寄与すると考える。都市部での建築費用や木造高層化等ハードルは高いと思うが、実現へ向けて市長のトップダウンに期待している。また、福岡市独自の建築賞の創設を提言する。民間での取り組みを進めるため、単に、建物を表彰するのではなく、伐採から建築に至る仕組み作りを主眼にした取り組みに対して表彰してほしい。	【原案どおり】 重点施策として、55ページ、「地域産材利用の仕組みづくりと利用促進」を掲げており、ご意見につきましては、各種施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	55	多面的機能の発揮は公益的機能の発揮ではないのか。	【原案どおり】 森林の有する多面的機能には、公益的機能と木材等生産機能が含まれており、豊かな市民生活を支える観点から、ここでは多面的機能としております。
	55	市民と森林のつながりをつくる取り組みについて、メディアへの積極的な情報提供、PR、イメージづくり等の広報活動の充実を望む。(境界の問題も積極的に広報するべき) 現状の油山市民の森は、林業や経済林・人工林の価値や意義を伝える施設としてはそぐわないと考えるため、他施設の設置やプログラムの充実を望む。「市民とつながる森林づくり」の数値目標を、油山市民の森の利用者数で計るのは、不十分だと考える。	【原案どおり】 広報活動の充実は重要な課題と認識しております。また、ご意見につきましては、52ページ、「(2)市民とつながる森林づくり」において、市民が身近に森林浴などを体験できる森林空間のあり方を検討していくうえでの参考とさせていただきます。なお、数値目標につきましては、計画に基づき施策を実施していく際に検討してまいります。
	55	林業振興の視点のみではなく、農山村地域全体の魅力・文化を再発見・向上させ、都市のニーズ(癒し、健康、体験等)に応える活用を望む。景観を重視した森林施業、特用林産物の振興、生物多様性に配慮した森づくり、森林療法や林業体験等の森林・林業に関するプログラムの提供など。 また、景観保全につながる森林施業技術とコスト負担に対応する施策を望む。	【原案どおり】 都市のニーズに応える森林の活用は重要な課題と認識しており、重点施策として「森林の有する多面的機能の発揮」を掲げ、「市民とつながる森林づくり」に取り組むこととしており、ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
	55	目標モデルの一つは糸島市だと考える。また、鳥取県智頭町、静岡市、東京都の事例なども参考にし、福岡市には、九州最大の大消費地であることを最大限に活かした、魅力あふれる都市型林業の先進モデル地を目指すことを期待している。	【原案どおり】 重点施策として「都市型林業の創造」を掲げ、「林業資源ビジネス化プロジェクト」の推進と「地域産材利用の仕組みづくりと利用促進」に取り組むこととしております。ご意見をいただいた点も含めまして、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
55	「市民とつながる森林づくり」のためには、市民が森林にふれたり、木を使ったりする取組だけでなく、市民がボランティアとして森づくりに積極的に参画する取組も必要。本文中に「市民参画による森づくり計画の作成」や「森林ボランティアの活動の育成推進」を明記することを提案する。	【意見を踏まえ修正】 52ページ、「(2)市民とつながる森林づくり」の中で、「油山市民の森などでの森林環境教育や幅広い体験活動、森林ボランティアの育成に努め」に修正(一部追記)します。ご意見をいただいた点も含めまして、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。	
第4章 振興施策 第3節 5年後の目標	56	「市民とつながる森林づくり」の目標として、単に油山市民の森利用者数だけを指標にするのではなく、「森林環境プログラムの参加者数」や「森林ボランティア活動の参加者数」の目標も設定することが望ましい。	【原案どおり】 「森林環境プログラムの参加者数」や「森林ボランティア活動の参加者数」の目標設定につきましては、様々な主体があり、またその内容も多岐に渡ることから、定義づけや集計方法等の検討が必要であり、ご意見につきましては、計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
	56	市公共施設整備における木材使用量の目標を年間2,500立米としています。立米数だけでは、どのくらいの公共建築物が建てられているのか、わかりません。 わかりやすいように目標の量を、具体的な規模、棟数などに換算して、示してほしい。	【意見を踏まえ修正】 56ページ、「⑤市公共施設整備における木材使用量」の注釈の中に、平均的な木造住宅に換算した例示を記載することといたします。